市内計画相談支援事業所 市内障害児相談支援事業所

健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者(児)への相談支援の 実施等について(第2報)(通知)

日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力を賜り、御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスへの対応については、令和2年3月3日付け31川健障計第1610号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者(児)への相談支援の実施等について」に基づき取り組んでいただいているところですが、同通知の内容について、その後の対応をまとめましたので、各事業所においては、内容を御確認の上、御対応及び職員への周知をお願いいたします。

なお、今後の状況によっては運用を変更する通知を発出する場合がありますことを御承知おきください。

- ○新型コロナウイルスの感染拡大が進む中で、外出自粛等を理由に実施することが困難な場合や、利用者 の希望により自宅訪問ができない場合には、
 - ・サービス利用支援又は障害児支援利用援助(計画作成)の場合 電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することにより実施にかえることを可能とする (アセスメントを含む)。
 - ・継続サービス利用支援又は継続障害児支援利用援助(モニタリングのみ)の場合 電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することにより実施にかえることを可能とする。 3月3日付け川崎市通知においては利用者都合による延期と判断し、4月実施するとしていたモニ タリングについても、上記と同様の取り扱いを可能とする。
- ○サービス担当者会議について、障害福祉サービス事業所等が感染拡大防止の観点から来所者を制限する 等を理由として会議の開催について自粛することが考えられるため、各サービス担当者への電話や文書 等の照会により会議実施とみなしてよいものとする。

この場合、電話や文書等の照会に係る記録を留めておくこと。

問合わせ先

- ○事業者指導担当電話 044-200-0082
- ○事業者指定担当電話 044-200-3207○給付係

電話 044-200-2675